【参考２】

国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）における協定単価の決定方法等について

（１）協定単価については、「買受を希望する林産物の価格検討表」に記載された山元価格（提案価格）と、森林管理局で算出した協定予定単価を比較して決定します。

（２）協定予定単価は、樹材種・長級・径級の規格ごとに、市場動向を勘案しながら設定します。

（３）協定単価の算出にあたっては、提案価格を協定予定単価で除して比率を算出します。

（算出式）提案価格÷協定予定単価＝比率

この比率が１以上の場合は、提案価格を協定単価とし、比率が１を下回ったときは、比率が１以上となるよう協定予定者と協定単価について協議します。

協議が整わないときは協定を締結しないことになります。

（４）検討表に記載していない規格の協定単価は、上記（３）で算出した比率を協定予定単価に乗じて算出します。

（５）共同で申請があった者と協定を締結した場合の協定単価は、協定者全員同一の価格とします。